

「あいのりいなみ」



稲美町イメージキャラクター「いなっち」

～目的地となる施設や利用者登録について～

広報いなみ8月号でご紹介したとおり、12月1日(火)から、稲美町の新しい公共交通「あいのりいなみ」の社会実験が始まります。

事前に利用者登録をし、電話で予約をすると自宅まで迎えに来てくれる便利な公共交通です。今月号では「あいのりいなみ」についてより詳しく内容を説明します。

「あいのりいなみ」について教えて！

Q. だれでも使えるの？

A. 町内にお住まいのどなたでもお使いいただけます。

町内全域が運行区域となっているため、一般のタクシーに乗車可能な人なら、どなたでも事前登録していただくことでご利用いただけます。



ただし、運行にあたって、路線バスなどの既存の公共交通を守るため、路線バスのバス停から半径300mを、「路線バスを利用していただくエリア」と定義し、そのエリア内から「あいのりいなみ」に乗車される場合は、目的地が限られるなど、一部の利用制限があります。



お互いを補完しあえる関係づくりを目指します

全国的に路線バスをはじめとした公共交通が衰退していく中で、稲美町においても主要公共交通である路線バスを守っていく必要があります。

路線バスが使える人は、引き続き、路線バスの積極的なご利用をお願いします。

Q. どこに行くことができるの？

A. 町内にある、日常生活に必要な施設に行くことができます。

買い物や通院などの日常生活における移動の確保を図ることを目指しています。制度上、町外には出られませんので、駅や県立加古川医療センターなどへは、一般のタクシーや路線バスをご利用ください。



目的地となる施設(予定) ※町内の施設に限る

施設の種類	目的地の一例
公共施設	役場、いなみ文化の森福祉会館など
バス停	自宅最寄りのバス停
学校・園	高校、小中学校、幼稚園、保育園、特別支援学校
金融機関	銀行、郵便局など
商業施設	スーパーマーケット、ホームセンターなど
医療施設	病院・医院
無料乗降ポイント	バス路線の起点となる(母里、上新田北口)バス停

目的地は、これらの施設の中から町が選定します。具体的な目的地については、次号以降の広報いなみでお知らせします。

なお、目的地となる施設の内容は国への認可前のため、変更となる場合があります。

広報いなみ8月号からのおさらい

社会実験期間
令和2年12月1日から令和4年3月末まで

社会実験を行う「あいのりいなみ」は、自宅から町内の目的地まで、他の乗客と乗り合せて移動する公共交通で、路線バスと一般のタクシーの中間的な公共交通です。

車両は、一般のタクシー車両(予約状況に応じてジャンボタクシー車両)を利用しますが、一般のタクシーと比べ、利用方法が一部異なりますのでご注意ください。詳しい運行内容や、利用方法については、広報いなみ8月号または町ホームページをご覧ください。



「あいのりいなみ」の事前登録について

「あいのりいなみ」をご利用いただくには、事前登録が必要です。9月1日(火)から、「あいのりいなみ」の事前登録の受付を開始しますので、広報9月号と同時に全戸配布しております「利用者登録申請書」に必要事項をご記入のうえ、企画課窓口まで持参または郵送、FAXにて提出してください。

なお、「利用者登録申請書」は町ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

【提出先】

〒675-1115 加古郡稲美町国岡 1-1
稲美町役場企画課「あいのりいなみ」申請受付係
FAX 079-492-5162

【注意事項】

- ・登録は無料です。
- ・世帯ごとに、利用を希望される人のみ必要事項を記入し、提出してください。
- ・登録の完了までには、1週間程度かかります。
- ・登録の受付は随時行いますが、運行開始直前には多数の申請が想定されます。手続きはお早目をお願いします。

次号の広報いなみ10月号では、目的地となる施設名をご紹介します。

「あいのりいなみ」の運行内容の確認や、「利用者登録申請書」のダウンロードは町ホームページをご覧ください。

「あいのりいなみ」のポイント

- 自宅から町内の目的地となる施設まで移動できます(帰りも同様)。
- みんなで乗り合わせて運行するため、タクシーの初乗料金よりも安く利用できます(1回400円)。

ただし、以下の人は200円です(保護者が同伴する未就学児は無料)。

- ①小学生
- ②満65歳以上の人
- ③障害者手帳(身体・療育・精神)を持っている人
- ④要介護・要支援の認定を受けている人
- ⑤母子健康手帳の交付を受けている妊娠中の人

○事前に利用者登録をし、利用の前日までに電話予約をしてください。

○他の利用者の予約状況によって、到着時間や運行に要する時間が前後します。時間にはゆとりを持ってご利用ください。

「あいのりいなみ」利用者登録申請書 (記入例)

稲美町長様

私は「あいのりいなみ」の運行方法及び利用方法を承るうえ、下記のとおり利用登録を申請します。また、申請内容の確認のため、役場内の関係課への調査及び運行に係る事業者との情報共有については、真摯に同意します。

住所 〒675 加古郡稲美町 加古郡稲美町役場前

電話番号 079-492-0000 ファックス番号 079-492-0000

氏名	フリガナ	性別	携帯電話(お持ちの方)	生年月日	利用者区分
稲美太郎	イナミ タロウ	男	080-492-0000	明大(昭)平令 〇〇年〇月〇日	②
稲美花子	イナミ ハナコ	女	090-492-0000	明大(昭)平令 〇〇年〇月〇日	② ③

世帯の中で、利用される人の必要事項を記入してください。

料金の割引対象者は「利用者区分表」から選んで記入してください。

【利用者区分表】
①小学生
②満65歳以上の人
③障害者手帳(身体・療育・精神)を持っている人
④要介護・要支援の認定を受けている人
⑤母子健康手帳の交付を受けている妊娠中の人

【地図記入欄】
■：自宅 ●：乗降場所
(自宅以外を乗降場所にする場合のみ記入)

【申請書の提出・お問合せ先】稲美町役場企画課 電話 079-492-9130 FAX079-492-5162

利用者登録申請書 記入例

あいのりいなみ 検索



町ホームページ